

カテノム原子力発電所事故発生時における当国対応マニュアルの改訂について

平成26年11月6日

1 マニュアル改訂の経緯

前回の対応マニュアルは2002年に作成されており、同マニュアルが陳腐化したことと、事故発生時における国民への情報伝達ツール（インターネット、ソーシャルネットワーク等）が普及したことも相まって、昨年からの改訂作業が進められ、本年10月21日の公表に至ったもの。

2 改訂に伴う具体的措置

① 緊急情報サイト（www.infocrise.lu）への関連情報の掲載
当該ウェブサイトは、原発事故関連だけでなく、インフルエンザに関するマニュアル等も掲載されている。

② 当国居住者全員に対するヨウ素剤の無料配布
これまでは、基本的に政府がヨウ素剤を備蓄しているに過ぎなかったが、今後は当国に居住する全ての住民に対してヨウ素剤の配布が実施される。



既に10月22日から各家庭へ宛てた引換証の郵送作業が開始されており、11月中旬までに全家庭への送付を終了させるとしている。
同引換証を居住区のコミュニティもしくは薬局へ持参すると、ヨウ素剤を受領することができる。

③ 市民向け対応パンフレットの刷新
上記緊急情報サイトにて、英語、フランス語をはじめとする諸言語による最新の対応パンフレットが閲覧・ダウンロード可能。原発事故発生時に住民がどのように対応すべきか記載されている。

3 事故発生時における情報入手方法

テレビ

ツイッター

無料ダイヤル

ラジオ

@infocriseLU

（事故発生時に開設される）

サイレンによる警報発令（※サイレンは各コミュニティに設置されている）

- ① 予備警報
カテノムから放射性物質が排出された可能性があるものの、未だ緊迫した状況下ではない場合にサイレンが吹鳴される（抑揚をつけて1分間サイレンの吹鳴が継続）
- ② 原発事故発生警報
カテノムから放射性物質が排出され、緊迫した状況下にあると判断された場合にサイレンが吹鳴される（抑揚をつけて1分間サイレンが吹鳴するが、途中1.2秒間の寸断を2回行う）
- ③ 終了警報
危険状態の解除を知らせるためサイレンが吹鳴される（抑揚のないサイレンが1分間継続）
★ 各サイレン吹鳴時に住民が取るべき行動については市民向けパンフレットに詳細が記載。

4 事故発生時における政府の措置

- ① 待避の指示
放射性物質の排出により、10ミリシーベルトを超える被爆のおそれがある地域の住民に対して、建物内への待避指示が出される。
- ② ヨウ素剤（Comprimés d'iodure de potassium）の服用指示
放射性物質の排出により、甲状腺の蓄積放射線量が50ミリシーベルトを超えるおそれがある場合、ヨウ素剤の服用が指示される。（注：ヨウ素剤の服用は副作用のおそれがあるため、事前予防的な服用は推奨されていない）
- ③ 避難の指示
放射性物質の排出により、住民が100ミリシーベルトを超える被爆のおそれがある地域の住民に対して、避難指示が出される。